

市営住宅だより

平成24年3月号

編集・発行
新潟市住環境政策課
問合せ先
管理係：025-226-2817

★減免申請の受付を始めます

平成24年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請の受付を3月15日（木）より開始します。減免の申請は7月の収入申告とは別に、年度ごとに毎年必要になります。

対象となる方は、4月末日までにサービスセンターへ申請してください。承認された場合は4月分より減免されます。

□家賃が減免される世帯

- ・世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯
- ・生活保護の住宅扶助費を受けている世帯で、家賃の額が住宅扶助の上限を超えた場合、または長期入院のため住宅扶助費が停止された世帯

□駐車場使用料が減免される方

- ・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- ・駐車禁止除外指定車許可書が交付されている方

対象になるかわからない方はサービスセンターにご確認ください。

★手続きのお忘れはありませんか？

心当たりがある方は、サービスセンターまでご連絡ください。

◎転出・転入・同居・出生などで世帯構成が変わった。

⇒異動届、同居申請などの提出が必要です。

◎市営住宅から引っ越す予定が決まっている。

⇒退去する場合は、10日前までに返還届と鍵1本の提出が必要です。

◎入居名義人が亡くなった。

⇒配偶者等承継できる場合は承継申請の手続きをしてください。また、承継できない場合は退去の手続きをお願いします。

◎収入申告書（緑色の用紙）を提出していない。

⇒収入は世帯全員分を毎年申告する必要があります。**提出していない場合、家賃が最高額になります。手続きをすれば、手続き後の家賃は見直すことができますので、早めにサービスセンターへご連絡ください。**



★ベランダはみなさんの 専用部分ではありません

避難通路であるベランダは共有財産です。火災などの際に皆さんの避難の妨げとなるため、物置としないでください。

また、アンテナ等を取付ける際は、外壁や手摺を傷めないようにすると共に、落下の危険性が生じないように注意してください。

物品・アンテナ等が建物の維持補修の際に支障となる場合は、撤去・移動をお願いすることがあります。その際は、みなさんの責任でお願いします。

★駐車場ご利用のみなさまへ

車の買い替えなどで自動車保管場所使用承諾書（車庫証明）が必要な方は、新潟市役所第1分館5階の住環境政策課1番窓口までお越しください。各区役所・サービスセンターでは発行できませんのでご注意ください。

なお、証明書の発行には証明手数料として300円かかります。また、自動車販売店の方に委任する場合には委任状が必要となりますので、事前にご準備ください。



★入居者同士で協力しましょう

共同住宅で生活していくためには、みなさんのご協力が不可欠です。



・除雪について

今年度もお問合わせいただきましたが、市は、敷地内通路や駐車場の除雪については行っておりません。入居者のみなさんで協力し合って対応をお願いします。また、雪の処理についても近隣住民とトラブルにならないようにしてください。

・生活音に注意

生活していく上である程度の生活音は出てしまうものですが、お互い大きな音を出さないように気をつけましょう。特に、夜間・早朝の生活音にはご注意ください。

子育て中などでどうしても音が出てしまう場合は、事前に周囲にお知らせするなど、トラブル回避に努めましょう。

★サービスセンターをご利用ください

サービスセンターでは、証明書（車庫証明用の承諾書、入居証明など）の発行以外の全てのサービスを実施しております。

※住宅設備の修繕が必要な場合は、サービスセンターまでご連絡ください。

※緊急の故障（電気・ガス・水道）については、24時間・年中無休で対応いたします。

《サービスセンター開設時間》 平日：8時30分から17時30分まで
土曜：8時30分から12時00分まで

万代サービスセンター

担当地区：北区、東区

住所：中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階

電話：025-374-5410

白山サービスセンター

担当地区：中央区、江南区、秋葉区、
南区、西区、西蒲区

住所：中央区白山浦1-614 白山ビル1階

電話：025-234-5252